

令和5年5月姫路市議会

臨時会提出議案

〔 議案第 50号
報告第 10号～報告第 12号 〕

目 次

	ページ
議案第 50号 専決処分の承認について……………	1
報告第 10号 専決処分の報告について……………	5
報告第 11号 専決処分の報告について……………	7
報告第 12号 専決処分の報告について……………	8

議 案 第 50号

令和 5年 5月 16日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の承認について

姫路市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、承認を得たい。

地方自治法第179条第3項の規定により提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により緊急を要するため、次のことについて専決処分する。

記

姫路市市税条例の一部を改正する条例について

姫路市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市市税条例の一部を改正する条例

姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第11条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第11条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項

」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第18項を次のように改める。

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第11条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第23条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の姫路市市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報 告 第 10号

令和 5年 5月16日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 7 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

記

訴えの提起について

- 1 事件名 家屋明渡し等請求事件
- 2 当事者 原告 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

代表者 市長 清元 秀泰

被告 姫路市豊沢町12番地1

■■■■■■■■■■

- 3 住宅名 豊沢住宅 1棟■■■■■■号（再開発住宅）
- 4 事件の概要

上記の者は、再開発住宅の入居名義人であるが、度々の督促、催告にもかかわらず、長期にわたって再開発住宅の家賃を滞納している。このため、令和5年2月28日限りで契約を解除し、明渡しを求めたが、これに応じないため訴えを提起する

ものである。

5 請求の要旨

上記の者について、本件再開発住宅の明渡し並びに滞納家賃及び再開発住宅の明渡し済みに至るまでの期間について、家賃相当額の2倍に相当する額の損害金の支払を求める請求

報 告 第 11号

令和 5年 5月16日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 8 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	131,747円
事件の概要	令和4年9月13日14時10分頃、姫路市兼田379番4地先の市道糸引12号線において、本市軽貨物自動車と相手方普通自動二輪車が衝突し、当該車両が損傷したもの

報 告 第 12号

令和 5年 5月16日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 9 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損 害 賠 償 額	611,861円
事 件 の 概 要	令和4年6月16日16時50分頃、姫路市車崎一丁目7番1号地先の市道高岡44号線と市道高岡75号線との交差点において、本市軽貨物自動車と相手方普通乗用自動車とが衝突し、当該車両に損害を与えたもの